

消費税軽減税率制度説明会開催

奥多摩町と青梅税務署では、事業者を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開始します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品などを購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【都税について】

納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

ただし、申告・納付後1〜2週間以内に納税証明書を申請する場合は、

①領収書の原本
(領収印のあるもの)
②申告書の控え(受付印のあるもの) (*②は申告

税目のみ)の両方を、つぎの窓口までお持ちください。

※問い合わせは、
八王子都税事務所
☎042
(644) 1122
青梅都税支所
☎22-11152

不法投棄に監視の目を

不法投棄は後を立たず、山の中や道路の横の空地および上部・下部などに、ごみが捨てられています。町民みなさんで監視の目を光らせ、不法投棄を撲滅しましょう。

※問い合わせは、
住民課 ☎83-2182

地籍調査後の 固定資産税(土地)について

固定資産税における土地の課税については、毎年1月1日現在の土地の現況と登記地積で計算します。そのため、国土調査法に基づき実施された地籍調査の登記が完了した年の翌年度から新しい登記地積で固定資産税を課税することとなります。

今年、川井(穴沢、松葉、堀口)、大丹波(中茶屋、奥中茶屋)および梅澤地区の地籍調査の登

記が完了となる予定です。
平成30年度の固定資産税の課税内容については、来年5月に発送する固定資産課税明細書でご確認いただくようお願いいたします。納税者皆様のご理解とご協力をお願いします。

※問い合わせは、
固定資産税は、住民課
☎83-2190
地籍調査は、地域整備課
☎83-2367

生ごみ処理容器等補助金の活用を

町では、各家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、町民の方に家庭用生ごみ処理容器などの購入費に対する補助を行っています。

【生ごみ処理容器の特長】

- ・生ごみを手軽に毎日処理でき、ごみ袋不要に
- ・犬、猫、鳥などによる食い散らかしの防止
- ・臭いが抑えられ、台所内が清潔に
- ・生ごみの運搬のムダがなくなり、省エネに
- ・豊かな土壌が再現され、家庭園芸・菜園に役立つ
- ・備え付けが容易で、家族協力で楽しめる

【補助額】

- ・生ごみ処理容器の補助率…5分の4(上限1万1千円)
- ・電気式の生ごみ処理機の補助率…2分の1(上限2万5千円)

※申込み・問い合わせは、住民課 ☎83-2182